

士幌町教育振興基本計画

令和8年2月

士幌町教育委員会

目 次

第1章 士幌町教育振興基本計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 4 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

第2章 士幌町教育振興基本計画の基本的な考え方

- 1 教育振興基本計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 3 基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
 - 基本計画1：持続可能な社会の創り手を育む幼児・学校教育の推進
 - 基本計画2：次代を担う人づくりと生涯学習の推進
 - 基本計画3：スポーツ・芸術文化の振興

第3章 基本施策と重点施策

- 1 基本施策と方向性・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
 - ◆持続可能な社会の創り手を育む幼児・学校教育の推進◆
 - 基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成
 - 基本施策② 信頼される学校づくりの推進
 - 基本施策③ 安全・安心な教育環境の整備等
 - ◆次代を担う人づくりと生涯学習の推進◆
 - 基本施策① ライフステージに応じた学びの支援
 - 基本施策② 社会教育の推進
 - 基本施策③ 家庭教育の充実
 - ◆スポーツ・芸術文化の振興◆
 - 基本施策① 生涯スポーツの推進
 - 基本施策② 町民芸術・文化の振興
- 2 重点となる施策・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
 - 基本計画1－ ①：ア～シ ②：ア～カ ③：ア～ウ
 - 基本計画2－ ①：ア～イ ②：ア～ウ ③：ア
 - 基本計画3－ ①：ア～ウ ②：ア～ウ

第4章 評価と進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・ P 28

教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）（抜粋）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策について基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

国では【第4期教育振興基本計画】	(令和5年度～令和9年度)
北海道では【北海道教育推進計画】	(令和5年度～令和9年度)
士幌町では【士幌町第7期町づくり総合計画】	(令和8年度～令和17年度)
【第3期士幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略】	(令和7年度～令和11年度)
【士幌町教育大綱】	(令和8年度～令和12年度)
【士幌町社会教育中期計画】	(令和4年度～令和8年度)

第1章 士幌町教育振興基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

社会の変化が加速度を増し、先行き不透明で予測困難な時代を迎える中、学校教育には、子どもたち一人一人が自分の良さや可能性を認識し、全ての人を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

地域においては、人口減少や少子高齢化の進行、情報技術やグローバル化の進展などにより、人々の価値観やワークライフスタイルが変わる中、次代を担う町民一人一人が社会の変化に主体的に向き合いながら、自らの可能性を最大限に発揮し、未来を切り拓き、よりよい社会と幸福な人生の創り手となることが求められています。そのため、地域における教育の実情と課題を踏まえ、町としての教育ビジョンを示し、これに向かって家庭・学校・地域・行政が連携・協働しながら、町づくりの基盤となる教育の創造と実践に取り組んでいくことを目指し、「士幌町教育振興基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、国の「第4期教育振興基本計画」、北海道の「北海道教育推進計画」を踏まえ、「士幌町第7期町づくり総合計画」「第3期士幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」「士幌町教育大綱」「士幌町社会教育中期計画」で掲げる教育施策との整合性を図りつつ策定しています。

3 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。なお、計画期間中であっても、法改正及び町の上位計画の改編、また、様々な社会情勢の変化により新たに対応すべき教育課題等が生じ

た場合は、適宜見直しを行っていくこととします。

4 計画の構成

この教育振興基本計画は、第1章から第4章までで構成されています。

第1章では、「教育振興基本計画の策定にあたって」として、計画策定の背景となる策定の趣旨と計画の位置づけ、計画の期間等を掲載しています。

第2章では、「教育振興基本計画の基本的な考え方」として、士幌町教育の根本となる基本理念と基本目標を明示し、基本目標の達成に向けて3つの分野の基本計画を掲載しています。

第3章では、3つの基本計画を受けて、「基本施策と重点施策」を明示しています。

第4章では、「評価と進行管理」の考え方を示しています。

第2章 士幌町教育振興基本計画の基本的な考え方

1 教育振興基本計画の基本理念

教育を取り巻く状況を的確に踏まえるとともに、昭和46年制定の「士幌町民憲章」、昭和59年制定の「士幌町教育目標」、令和8年度制定の「士幌町第7期町づくり総合計画」、令和7年度制定「第3期士幌町まち・ひと・しごと総合戦略」、令和8年度制定「士幌町教育大綱」に基づき、この計画における士幌町の教育振興の基本理念を次の通りとします。

「誰もが関わりたくなる農村ユートピアしほろ」

[基本理念解説文]

人口の減少は士幌町のまちづくりに様々な影響を与えていますが、士幌町と関わりを持つ人は、日本はもとより世界中に広がっています。

住民はもちろん、町外の人も士幌の町づくりに関心を寄せ、関わりを深めてもらうことで、住み良さ、過ごしやすさをより感じることができ、農村ユートピアを目指します。

(士幌町第7期町づくり総合計画から引用)

[士幌町民憲章]

- 1 先人の開拓魂に学び たくましく前進する町をつくりましょう
- 1 たがいに助けあい 心をあわせて愛にみちた町をつくりましょう
- 1 健康で生産にはげみ 豊かな町をつくりましょう
- 1 教養を高め 文化の創造につとめ うるおいのある町をつくりましょう
- 1 美しい自然を愛し きまりを守り 住みよい町をつくりましょう

[士幌町教育目標]

- 1 互いに人格を重んじ 協力し合う人(自他を大切にする人)
- 2 理想を持ち 自ら学び創意工夫する人(夢を育てる人)
- 3 真理を求め 未来を切り拓く人(深く考える人)
- 4 思いやりの心で 社会のために尽くす人(人のために尽くす人)
- 5 強い意志と身体で たくましく生きる人(強く生きる人)

2 基本目標

教育振興基本計画の基本理念を実現するため、教育を取り巻く状況の変化を的確に踏まえつつ、「基本目標」を定めます。

(士幌町第7期町づくり総合計画の基本計画より)

「こどもの笑顔が広がり、みんなで学びやスポーツを楽しめるまち」

[基本目標解説文]

誰一人取り残さず、こどもたちの健やかな成長を社会全体で後押しする「こどもまん中社会」を実現するため、切れ目のない支援とともに、全てのこどもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを進める学校教育を行います。

また、年代を問わず、誰もが生涯を通じて、学習やスポーツ、文化的な活動などを本町で行うことができるまちづくりを進めます。

(士幌町第7期町づくり総合計画から引用)

3 基本計画

基本目標の達成に向け3つの「基本計画」を定めます。

基本計画1

持続可能な社会の創り手を育む 幼児・学校教育の推進

幼児・学校教育においては、子どもたち一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、子どもたちの資質・能力を着実に育成することが求められています。そのため、子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育を推進し、家庭・地域との連携・協働を深めながら、これからの社会をたくましく生き抜き、夢や課題に、新たな発想で挑戦できるよう、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和の取れた「生きる力」を育む、より質の高い保育・教育環境の構築に努めていきます。

基本計画2

次代を担う人づくりと生涯学習の推進

生涯学習においては、若者から高齢者までそれぞれが多様な個性を尊重するとともに、自身の資質や能力を伸ばし、より豊かで充実した人生を主体的に切り拓いていくことが求められています。

そのため、町民の学びのニーズを的確に把握するとともに、ライフステージに応じた学びの支援や仲間とつながりながら楽しく学ぶ環境づくりを進めます。また、町民一人一人の学習意欲を高め、自発的な学習活動の促進と社会参画意識の高揚を図る生涯学習社会の構築に努めていきます。

基本計画3

スポーツ・芸術文化の振興

町民一人一人が、生きがいを持って心身ともに健康な生活を送るためには、生涯にわたってスポーツや芸術文化活動に積極的に参加することができる環境づくりが求められています。

そのため、目的に応じて誰もが気軽にスポーツ活動や芸術文化活動に参加できる環境づくりや機会の充実・促進に努めていきます。

第3章 基本施策と重点施策

3つの基本計画に係る基本的な施策の方向性と重点とする事項を明らかにします。

1 基本施策と方向性

◆持続可能な社会の創り手を育む幼児・学校教育の推進◆

- 基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成
- 基本施策② 信頼される学校づくりの推進
- 基本施策③ 安全・安心な教育環境の整備等

人口減少や情報技術の進展など社会が大きく変化する中、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児・学校教育においては、子どもたちが未来に希望をもち、自らの意思で社会を切り拓く「次代を担う社会の創り手」として必要な思考力・判断力・表現力を育み、主体的に学び、多様な人々と協働できる力を養い、ウェルビーイングを向上させる教育が求められています。そのため認定こども園から高等学校までの連携を強化し「学び」と「育ち」の連続性を確保するとともに、園・学校、家庭、地域が一体となり、「地域とともにある学校づくり」及び「学校を核とした地域づくり」を推進し、地域全体で「子どもも大人も学び合い、育ち合う教育環境」を一体的・総合的に構築していくことに努めていきます。

◆次代を担う人づくりと生涯学習の振興◆

- 基本施策① ライフステージに応じた学びの支援
- 基本施策② 社会教育の推進
- 基本施策③ 家庭教育の充実

士幌町では、65歳以上の人口が33%を超え、高齢化率が高まっています。地域においては、さまざまなステージにおける学びが展開され、学びを通しての住民のつながりや新たな生きがいの創出など、心豊かに暮らすことを目的とした生涯にわたって学び続ける学習環境づくりが重要性を増しています。加えて、新たな学びを通して、自らを高め、地域社会への参画や貢献ができる生涯学習社会の構築が求められています。そのため、地域の持ち味や独自性を重視しながら、子育てに取り組むための学習など多様な学習ニーズと学習機会を結び付けたり、団体相互の連携を一層促進していくことが必要です。また、町民の意見や要望などを十分に把握し、地域の実情に即した生涯学習の振興に努めていきます。

◆スポーツ・芸術文化の振興◆

- 基本施策① 生涯スポーツの推進
- 基本施策② 町民芸術・文化の振興

町民一人一人が、心身ともに健やかに幸福な生活を営むためには、生涯にわたってスポーツや芸術・文化活動に親しむことができる環境づくりやそのような機会の充実・促進が求められています。そのため、「町民一人一スポーツ」運動の推進を基盤に、競技スポーツの振興をはじめ、町民誰もが身近に楽しみ、健康増進につながるスポーツを推進することに努めるとともに、各種スポーツの指導者の育成や確保を図り、指導及び普及体制の充実にも努めていきます。また、郷土芸能を継承していくとともに町民や団体が主体的に行う芸術・文化活動の促進に努めていきます。

2 重点となる施策

基本計画1 持続可能な社会の創り手を育む幼児・学校教育の推進

基本施策① 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

重点施策 ア 新しい時代に必要となる資質・能力の育成

現状と課題

グローバル化の進展や Society5.0 が到来する時代を生きる子どもたちが、自分の良さや可能性を認識するとともに、他者を尊重し、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き持続可能な社会の創り手となることができるよう、子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進が求められています。そのため、小・中学校9年間を見通した質の高い「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進め、新しい時代に必要となる資質・能力を育成することが必要です。

本町の子どもたちの学力は、中学校では全国平均を上回っていることが多いですが、小学校では全国平均よりやや下回っている状況にあり、基礎的な学力はもとより、自分の考えをまとめ、交流場面で表現する力など課題を解決するための「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」は十分に定着しているとはいえません。

今後、全国学力・学習状況調査等の結果をはじめ標準学力検査の分析やチャレンジテスト等を活用して、子どもたちの学習状況を把握し、個に応じたきめ細やかな指導を通して学力の定着に努めていくことが必要です。

施策の方向性

- 学習指導要領を踏まえて「社会に開かれた教育課程」の円滑な実施に努め、子どもたちに、基礎的・基本的な学力はもとより活用力や発展的な学力の定着を図っていきます。
- 各種調査結果の活用と検証改善サイクルの充実・迅速化に努めます。
- 子どもたちに新しい時代に必要な資質や能力を育む授業改善を推進します。

主な施策

- ①「社会に開かれた教育課程」の編成・実施・評価・改善サイクルの充実に努めます。
- ②持続可能な社会の創り手を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進に努めます。
- ③小中連携、小中連携による学習指導の充実に努めます。
- ④個に応じたきめ細やかな指導の充実に努めます。
- ⑤少人数学級指導の充実に努めます。

- ⑥町費負担教員、特別支援教育支援員の配置を推進します。
- ⑦言葉を学び、表現力を高める読書活動の取組を推進します。

基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

重点施策 イ 「道徳教育の充実」

現状と課題

人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化し予測困難な中であって、家庭や地域の教育力や規範意識の低下をはじめ、人間関係の希薄さも指摘されています。このため、様々な人との関わり合いなどを通して、子どもたちに人を思いやる心や命を大切に作る心などを育むために、家庭や地域と一体となって道徳教育の取組を進めていくことが大切です。また、学校における道徳教育には、子どもたちに自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが求められており、道徳科を要として学校の教育活動全体を通して取り組むことが重要です。

本町では、教科書並びに「北海道おもてなしハンドブック」「きた ものがたり」等を活用して道徳科における指導の充実を図るとともに、全教育活動を通して、自己肯定感を高めるとともに、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度など道徳性の涵養に努めています。また、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実や道徳の授業改善を進めるとともに、参観日等における道徳授業の公開に努めています。

今後も、「特別の教科 道徳」の実施により、道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」の徹底を図るとともに、社会性や豊かな人間性を育むために、家庭・地域と連携した道徳教育の充実に努めていきます。

施策の方向性

- 学習指導要領を踏まえて道徳科の授業づくりの充実を図ります。
- 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図ります。
- 学校・家庭・地域の連携を図りながら、社会性や豊かな人間性を育む道徳教育を推進していきます。
- 自他を尊重する態度を育成する人権教育の取組を推進していきます。

主な施策

- ①質の高い考え議論する道徳科の授業づくりを徹底します。
- ②道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図るとともに、全教育活動を通じた組織的・計画的な道徳教育の充実を図ります。

- ③学校・家庭・地域が連携して、基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図ります。
- ④本町の風土を十分に生かした体験活動を工夫するなど感性豊かな心を育む道徳教育を推進します。

基本施策① 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

重点施策 ウ 「ICTの活用推進」

現状と課題

Society5.0の到来など、グローバル化や情報技術が一層進み、社会の変化も激しさを増し、予測困難な時代を迎えています。このような時代においては、社会のあらゆる場所でICTの活用が日常的なものとなり、子どもたちが、鉛筆やノートなどの文房具と同様に、スマートフォンやタブレット、パソコンなどのICT機器を身近なツールとして活用し学ぶことで、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められています。そのため、学校においては、教科指導等にICTを適切に活用し、教育の質を向上させ、情報活用能力の育成を図ることが重要です。

本町では、令和2年度に整備した児童生徒一人一台端末を令和7年度に更新し、一人一人に適切な学びと他者と関わり合う協働的な学びの一体的充実を推進するとともに、対面とオンラインを組み合わせた効果的な学びを通して、確かな学力の定着を目指しています。また、端末の有効活用に欠かせない校内無線LANネットワークの整備等、GIGAスクール構想によって整備されたICT環境の更なる充実に向けていきます。

施策の方向性

- すべての教員がICT機器を活用した「主体的・対話的で深い学び」の授業実現や、オンライン学習に向けた指導力の向上を図る研修の充実を努めます。
- 質の高い授業づくりと学校運営の改善を図るため、ICT環境の更なる充実を努めます。
- 児童生徒及び保護者の情報モラル教育の推進に努めます。
- 生成AIは、教育現場での利用による学習効果とリスクを踏まえ対応していくよう努めます。

主な施策

- ①プログラミング教育など、学校における情報教育を推進します。
- ②一人一台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す授業改善や授業以外の取組を推進します。

- ③すべての教員のICT活用能力とICT活用指導力の向上を図る研修の充実に努めます。
- ④ICT機器及び学習用コンテンツ、デジタル教材等の整備並びに更新を計画的に推進します。
- ⑤児童生徒や教職員、保護者を対象とした情報モラル教育の充実に努めます。

基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

重点施策 エ 「外国語教育の充実」

現状と課題

現行小学校学習指導要領の実施に伴い、3・4年生における「外国語活動」が新たに導入されるとともに、5・6年生では「外国語」が教科として位置づけられました。グローバル化が急速に進展する中、外国語によるコミュニケーション能力は、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力向上が課題となっています。そのため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築する中で互いの考えや気持ちを伝え合う言語活動を充実をさせ、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成することが重要です。

これからも、各発達段階に応じ、外国語指導助手（ALT）の複数体制による指導や指導方法・内容の充実及び学習環境の整備に引き続き努めていきます。

施策の方向性

- ALTの有効活用を図り、コミュニケーション能力の素地や基礎の育成と他国の文化や考え方を理解する取組の更なる推進に努めます。
- 子どもたちが、外国語を用いてコミュニケーションを図ることの楽しさを実感できる授業づくりに努めます。

主な施策

- ①義務教育9年間でコミュニケーション能力の素地や基礎となる資質・能力の育成に向け、思考を働かせ、考えや気持ちを伝え合う言語活動の充実を図ります。
- ②小・中学校のALTの効果的配置に努めます。
- ③校種間連携による研修の実施など、教員の外国語学習における指導力の向上に努めます。
- ④4技能5領域（「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り][発表]」「書くこと」）のバランスの取れた英語力の育成に向けた授業改善を推進します。

基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

重点施策 オ 「特別支援教育の充実」

現状と課題

少子化により全体の児童生徒数は減少していますが、特別支援教育に関する理解の高まりや、障がいのある子どもの就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、本町の特別支援学級に在籍する児童生徒等の数は増加しており、その割合も全道平均以上で推移している状況となっています。そのため、一人一人の教育的ニーズに的確に応えるとともに、専門性の高い教育を受けられるよう、教育環境の整備や教育内容の充実が求められています。障がいのある子どもと障害のない子どもが互いに理解を深めともに学ぶ環境づくりと、合理的配慮に基づき自立と社会参加を見据えて個別最適な学びを推進するインクルーシブ教育の理念に基づき、特別な支援が必要な子どもやその保護者が、地域で切れ目のない支援を受けられるよう、関係機関との連携体制を構築するとともに、連続性のある学びの場の一層の充実が必要です。

本町では、「土幌町子育て支援連携協議会（ほろっと）」において特別な教育的支援が必要な子ども一人一人に乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を推進していくため、「個別の教育支援計画」の作成を推進しています。また、各学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心に指導體制と指導方法の充実に努めるとともに、特別支援教育支援員を配置し、子ども一人一人の能力や可能性を伸長するきめ細やかな指導・支援に努めているところです。

今後は、教職員の専門性の向上並びに関係機関との連携を一層強め教育環境の整備に努めていくことが必要です。

施策の方向性

- 「土幌町子育て支援連携協議会」を中心に地域で切れ目のない支援を受けられるよう関係機関との連携に努めます。
- 特別支援教育コーディネーターを中心として、各学校の個別の支援を必要とする子どもたちの指導體制の充実に努めます。
- サポートファイルほろっとの活用の定着に努めます。

主な施策

- ①一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実と環境整備に努めます。
- ②子どもの確かな理解を図る研修会の実施をはじめ関係機関との連携のもと、教職員の専門性の向上に努めます。
- ③「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成とそれに基づいた支援や指導の充実に努めます。
- ④共生社会の形成に向けた「交流及び共同学習」の充実に努めます。

基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

重点施策 カ 「STEAM教育の推進」

現状と課題

AIやIoTなどの急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日においては、これまでの文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結びつけていく資質・能力を育成する教科等横断的な教育である「STEAM (Science, Technology, Engineering, Arts, Mathematics) 教育」の推進が求められています。そのため、幼児期からのものづくり体験や科学的な体験の充実、小学校、中学校での各教科等や総合的な学習の時間における教科等横断的な学習や探究的な学習、プログラミング教育などの充実が大切です。「STEAM教育」の実現には、カリキュラム・マネジメントの取組の推進が重要になります。

施策の方向性

- 各教科等や「総合的な学習の時間」における教科等横断的な学習や探究的な学習、プログラミング教育などの充実を図ります。
- 他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、整理や分析を行い、まとめたり表現したりするなどの学習活動を推進します。

主な施策

- ①教科等横断的な視点に立ったカリキュラム・マネジメントの推進を図ります。
- ②主体的に自ら課題を発見し、多様な他者と協働して課題を解決する探究的な学習活動や、整理や分析を行い、まとめたり表現したりするなどの学習活動を推進します。
- ③ICT環境を適切に活用した授業改善の取組を推進します。

基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

重点施策 キ 「キャリア教育の充実」

現状と課題

キャリア教育は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促すことが重要となっています。このような中、本町の子どもは、全国学力・学習状況調査において、「将来の夢や希望を持っていますか」の割合は、小学校が全国・全道平均と同等で高い一方で、中学校は下回っている状況にあることから、児童生徒一

人一人の社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身につけていけるよう、小・中学校におけるキャリア教育を充実させることが求められています。

そのため、児童生徒がキャリア・パスポート等を活用しながら、自らのキャリア形成を見通したり、振り返ったりするなど、自身の変容や成長を自己評価する学習活動の充実により、産業構造の変化やグローバル化等、社会の急激な変化に対応できる資質・能力を身につけさせられるよう、関係機関等と一体となり教育活動全体を通じた組織的・計画的なキャリア教育の推進が重要です。

施策の方向性

- 社会的・職業的自立に向け、児童生徒一人一人のキャリア形成を育成するため、キャリア・パスポート等を活用するなど、児童生徒が自身の変容や成長の自己評価を促すキャリア教育の取組を推進します。
- 地域と学校が一体となった教育課程の改善・充実を図りながら、持続的な成長を促す産業教育を推進します。

主な施策

- ①キャリア・パスポート等を活用したキャリア教育の推進を図ります。
- ②地域・民間企業と連携し、就業体験活動（インターンシップ）の充実を図ります。

基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

重点施策 ク 「体力・運動能力の向上と健康教育の充実」

現状と課題

本町の子どもたちの体力は、令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、体力合計点の小学校5年生男子の平均値が全国平均を上回り、小学校5年生女子は下回っています。中学校2年生においては、男子は全国平均を上回り、女子は同等の結果となっています。そのため、各学校では、体育・保健体育授業のほかに、朝の時間等を活用した持久走や縄跳びなど、子どもたちの運動の日常化に努めるとともに、全校全学年で新体力テストを全種目実施するなど、子どもたちの体力の把握に努めているところです。さらには、スポーツ少年団・部活動の参加率が高く、各種スポーツ大会での活躍が注目されているところでもあります。

また、子どもたちの生活習慣については、全国学力・学習状況調査の結果から小・中学校とも規則正しい生活習慣が一定程度定着している傾向がうかがわれますが、健康に影響を及ぼす学習以外のスクリーンタイム（1日当たりのテレビやPC、スマートフォンやゲーム機器等による映像の視聴時間）を含めたデジタルデバイスとの関わり方には課題が見られ、適切な指導が必要となっています。

これからの社会を生きる子どもたちが、生涯にわたり幸福で豊かな生活を実現するためには、健やかな心身の育成は極めて重要であります。このため、子どもたちの体力や健康の状況について適切に情報提供をするとともに、学校・家庭・地域が一層連携して、体力向上と健康教育の充実を図る環境整備に努めていくことが必要です。

施策の方向性

- 生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向け、自ら進んで運動に親しむ資質・能力を育成する体育・保健体育授業の改善に努めます。
- 全校全学年の新体力テストの全種目実施と結果の活用に努めます。
- 家庭や地域との連携のもと、運動習慣と望ましい生活習慣の定着に向けた学習機会や情報提供に努めます。
- スポーツ少年団活動や部活動の地域展開を見据えた環境整備に努めます。

主な施策

- ①新体力テストの結果を生かし、ICTを効果的に活用した体育・保健体育授業の改善・充実と一校一実践の取組を進めます。
- ②地域・家庭・学校が連携しながら体力・運動能力の向上に努めます。
- ③健康な生活を送るための基礎となる知識・技能・態度等を育む授業づくりに努めます。
- ④運動機会の提供による運動習慣定着の取組を推進します。

基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

重点施策 ケ 「学校給食・食育の充実」

現状と課題

子どもたちの健康については、社会環境の変化により、生活習慣及び食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題が見られています。また、食品ロスや伝統的食文化の喪失などの社会的課題も生じています。子どもたちが将来にわたり、心身ともに健康で生き生きと暮らすためには、「食」が大切です。そのため、子どもたちが、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる「食育」を推進することが求められています。

本町の特色ある教育の一つである食農体験学習「大地くんと学ぼう」では、地元で生産される農畜産物などを利用した食品加工体験を通して、子どもたちが食育や地域の産業に対する興味関心の高揚に努めています。

本町の子どもたちの体格は、令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果では、身長は、中学校男子が全国平均を上回り、それ以外は下回りしました。また、体重は、小学校においては女子が全国平均を上回り、中学校では男子が上回りしました。

肥満傾向児の出現率については、小学校女子が全国平均より高い結果となりましたが、それ以外は低い結果となっています。

規則的な生活習慣の定着では、小学校では朝食を摂る割合は全国平均をやや下回り、中学校では朝食を摂る割合は全国平均と同等でした。

今後も学校・家庭・地域との連携を一層進め「食育」を推進するとともに、心身ともに健やかな子どもたちの成長に努めていくことが必要です。

施策の方向性

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等により、子どもたちの食生活状況の把握に努めます。
- 学校給食を通じて食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、心身の健康持続・増進することができるよう食育の推進に努めます。
- 学校給食における食物アレルギーの安全管理の徹底と緊急時の危機管理体制の充実に努めます。
- 「ふるさと給食月間」を設定し、地域の食文化への理解を深めるなど、学校給食の内容充実に努めます。

主な施策

- ①食農体験学習「大地くんと学ぼう」の内容の充実に図り、地域の産業や食育を学ぶ学習の充実に努めます。
- ②家庭の協力を得ながら「弁当の日」を設け、食への感謝の気持ちを育みます。
- ③学校給食では、衛生管理や衛生意識の向上を図り、食の安全確保と、内容の充実に努めます。
- ④栄養教諭等による、望ましい食習慣や生活習慣の確立、食品ロス削減や食文化の伝承等食育の推進に努めます。
- ⑤「学校における食物アレルギー対応指針」や「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を活用し、危機管理体制の充実に努めます。
- ⑥町内産の食材を活用した給食を提供する「ふるさと給食月間」を設定し、地域の食文化を学ぶ地産地消の取組を進めます。

基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

重点施策 コ 「少人数学級の推進」

現状と課題

国においては、現在、小学校全学年に適用している35人学級を令和8年度より段階的に中学校全学年に移行する施策を実施することとなりました。本町においては、町単独による教員配置を実施し、土幌小学校低・中学年における少人数学級編制（30人学級）を実施。また、土幌町中央中学校においても、国の施策より前に全学年で少人数学級編制（35人学級）を実施しています。加えて、教科指導のための時間講師並びに学習支援員、学級支援員を配置して、子ども一人一人に目が行き届く体制を整備して、個に応じたきめ細かな指導の一層の充実に努めています。

施策の方向性

○町採用の教員並びに職員を配置して、よりきめ細かく子どもたちに対応できる学校体制の構築を支援していきます。

主な施策

- ①町採用の臨時教員を配置して、士幌小学校低・中学年の少人数学級（30人学級）及び士幌町中央中学校の少人数学級（35人学級）編制の継続に努めます。
- ②各学校の教職員の負担軽減のため、臨時教員、時間講師、学習支援員、学級支援員の配置に努めます。

基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

重点施策 サ 「幼児教育の充実」

現状と課題

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基盤を培う重要なものであり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことを目的としています。

本町では、平成20年4月より、幼保連携型による「士幌町認定こども園」を開園し、教育・保育が行われています。また、認定子ども園では子育て支援事業を実施している他、発達支援センターとしての機能も担っており、乳幼児等の育ちを支援しています。平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、保護者の就労形態により子どもの環境が左右されず、かつ質の高い教育と保育が継続的に提供される環境を確保することが求められています。また、平成28年度より発達支援の充実と窓口の一本化を図るため「こども発達相談センター」を開設して家庭との連携強化を図ってきました。今後は、家庭との緊密な連携を図り、園と保護者が一体となって子どもを育てる意識の高揚と小学校とのなめらかな接続に向けた取組が必要となっています。

施策の方向性

- 子どもたち一人一人の育ちの状況を的確に捉えるとともに、きめ細やかな支援に努めます。
- 保護者との密接な連携に努めるとともに、育児への不安を解消し、健やかな成長の促進に努めます。
- 小学校との連携を高め、なめらかな接続に努めます。

主な施策

- ①幼児が自ら興味・関心を持って周りの人たちや社会事象などの環境に対して主体的・意欲的に係ることができるよう教育・保育内容の充実に努めます。

- ②危機管理等安全対策に万全を期し、園児が安全で楽しい園生活ができるよう指導体制の充実に努めます。
- ③保育教諭の実践力を高めるため、研修活動を充実し、専門職としての資質や能力の向上に努めます。
- ④家庭、地域、関係機関との連携を図り子育ての充実に努めます。
- ⑤小学校教育への円滑な接続に向けた架け橋期の事業の充実に努めます。

基本施策①「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成

重点施策 シ 「高等学校教育の充実と農業教育の推進」

現状と課題

北海道士幌高等学校は、町立の職業高校の利点を活かし、地域産業の担い手育成等、地域の信頼に応える教育実践を経営方針として学校経営を展開しています。農業経営並びに農業の多面的な機能を学ぶ「アグリビジネス科」と食品加工・流通・食品衛生に関する基礎を学ぶ「フードシステム科」を設置しており、生産から加工・販売、商品開発などを一貫して学ぶことができるカリキュラムを編成しています。また、生徒一人一人の夢や想いをブランド認証して、士幌高校の魅力として発信していく「志」プロジェクトに取り組み、多くの成果を上げています。今後も町立の職業高校として魅力ある農業教育を推進していく必要があります。

施策の方向性

- 特色ある教育課程を編成し、魅力ある農業教育の推進に努めます。
- 学習環境の維持・向上のため、計画的な対策を講じることに努めます。

主な施策

- ①農場生産物の一次加工を行える教育施設について、現行の学校施設設備の活用を含め整備の検討に努めます。
- ②各学科の特色を活かして、魅力ある教育活動を推進します。
- ③情報化社会に対応した教育を進めるための環境整備と、ICT教育の充実に努めます。
- ④オープンスクールの実施と、マスメディア、ホームページ等を活用した情報発信を行い、入学者の確保に努めます。
- ⑤国際化に対応する人材育成のため外国語教育、海外文化交流を推進します。
- ⑥通学費用や生徒の資格取得費用等の助成を行い、保護者等へ経済的負担軽減の支援に努めます。
- ⑦主権者教育の充実に努めます。

基本施策② 信頼される学校づくりの推進

重点施策 ア 「学校の適正配置・適正規模の推進」

現状と課題

本町では、平成19年に町内各地区において「小学校適正配置計画地区別検討会議」を開催し、当面は各学校の児童数の推移を見ながら現在の体制を維持することを決定しました。しかしながら、その後の児童数の減少により、平成27年度の北中音更小学校に始まり、平成30年度に西上音更小学校と新田小学校、下居辺小学校の3校、そして、令和元年度に佐倉小学校が閉校し、士幌小学校に統合となり、令和2年度からは町内小学校は3校となりました。小規模複式の2校においては、少人数であることのメリットを生かした教育活動を展開するとともに、集合学習等を積極的に推進していきます。

今後は、各学校の児童数の推移や将来的な見込み等を考えながら、小学校の在り方について検討し、地域の意向も尊重しながら子どもたちにとって望ましい学びの環境について明確な道筋を示すよう努めます。

施策の方向性

○子どもたちにとって望ましい学びの環境づくりに努めます。

主な施策

- ①中士幌小学校及び上居辺小学校地区において今後の小学校の在り方について検討を進めるよう支援してまいります。
- ②小規模複式校では、集合学習の内容の工夫・充実に努めます。

基本施策② 信頼される学校づくりの推進

重点施策 イ 「家庭・地域との連携とコミュニティ・スクールの推進」 ウ 「学校評価の充実と情報提供」

現状と課題

本町では、学校と地域が一体となって子どもたちを育み、特色ある学校づくりを推進するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を平成30年度に導入し、各学校には「学校運営協議会」を設置して、地域住民や保護者が学校運営に参画し、学校と地域の連携・協働に努めています。令和6年度には、CSコーディネーターを配置し、各学校と地域の人材とをコーディネートすることで、幅広い人材と学校が連携し、子どもたちの学びの場が広がっています。また、各学校が校長のリーダーシップのもと、新しい時代を生きる子どもたちの育成を目指して質の高い教育の提供に努めるとともに、地域・保護者への教育情報の提供や学校評価・学校関係者評価の実施を通して学校への意見・要望を的確に学校経営・運営に反映させるなど、公立学校としての説明責任・結果

責任を果たしています。

今後も、学校は地域・保護者と目標を共有しながら、地域総がかりで子どもたちを育む、魅力ある学校づくりの推進に努めていきます。

施策の方向性

- コミュニティ・スクールの充実発展に努めます。
- 学校、地域、企業等が連携し、子どもたちが主体的に学び、その成果を発信する場を充実させます。
- 「社会に開かれた教育課程」実施のための学校運営体制の整備に努めます。
- 地域・保護者の願いや想いが的確に反映される学校評価の改善に努めます。
- 校長を中心とした学校力の向上に努めます。

主な施策

- ①学校運営協議会の機能を充実させ、地域・保護者が学校運営により一層参画できる体制の構築に努めます。
- ②CSコーディネーターを配置し、学校・教員と地域を繋ぐことで子どもたちの学習活動の充実を努めます。
- ③教育情報の積極的な提供と学校評価の改善に努めます。
- ④地域資源を活用した「社会に開かれた教育課程」の編成・実施・評価に努めます。

基本施策② 信頼される学校づくりの推進

重点施策 エ 「いじめ防止の取組・不登校児童生徒への支援の推進」

現状と課題

いじめは、「いかなる理由があろうとも絶対に許されない行為である」という認識のもと、学校・家庭・地域・関係機関が一体となっていじめの未然防止、早期発見・早期対応・早期解消に努めることや、子どもたちがいじめを許さない態度を身につけるよう指導・支援をすること、子どもたちが安心して学校生活を過ごせる環境づくりをすることが求められています。また、不登校の子どもへの支援に当たり、「居場所づくり」「絆づくり」を促進するとともに、一人一人の状況に応じた教育相談体制の充実や関係機関との連携により教育機会を確保することが求められています。

本町では、これまでいじめとして認知された件数は極めて少数ではありますが、不登校の子どもは減少傾向にあるものの小・中学校ともに複数人いることから、今後も学校の重点課題の一つとして位置づけるとともに、組織的・継続的な取組を実施し、すべての子どもたちがお互いの人権を尊重しながら、共に生きる社会を実現できるよう、地域あげて取り組むことが必要です。

施策の方向性

- 「土幌町いじめ防止基本方針」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や早期発見・早期対応・早期解消に努めます。
- 子どもたちが主体的に取り組むいじめの未然防止に向けた取組の充実を図ります。
- 子どもたちの人権教育に取り組むとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携した教育相談体制の構築・推進に努めます。
- 子どもたちの自己肯定感の向上に努めるとともに仲間との良好な関係や集団への積極的な関わり等、自己指導能力を育む生徒指導に努めます。
- 不登校の子どもたちの把握や組織的・計画的に支援する体制整備を推進します。
- 多様な教育機会の確保のため、校内教育支援センターの設置や関係機関、関係団体との連携を強化し、きめ細やかな支援に努めます。

主な施策

- ①「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の徹底を図ります。
- ②子どもたちへの定期的なアンケートの実施により、いじめの早期発見・早期対応・早期解消に努めます。
- ③「いじめ防止子ども会議」を開催し、子どもたちが主体的にいじめ防止に取り組む活動を町内全体で推進します。
- ④子ども理解教育支援シート等を活用するなど、日ごろから児童生徒への理解を進め、問題行動等の防止に努めます。
- ⑤不登校対策専門員を配置するなど学校の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を図り子どもたちの発達支援に努めます。
- ⑥ICTの活用など多様で適切な教育機会の確保に努めます。

基本施策② 信頼される学校づくりの推進

重点施策 才 「教職員の資質能力向上」

現状と課題

北海道においては、教職員による体罰や不適切な言動などの不祥事がいっこうに無くならず、保護者や地域の学校への信頼が揺らいできています。信頼される学校づくりには、子どもたちの教育を担う教職員の教育に対する情熱や教育公務員としての自覚を持ち、質の高い教育活動を提供し続けることが求められます。そのためには、教職員は「北海道教職員研修計画」や「北海道における教員育成指標」に基づき、自らのキャリアステージに応じた研修に積極的に参加し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業力の向上をはじめ教職員としての資質能力を常に高めることが肝要です。

今後も、教職員が経験年数や専門性等に応じて資質能力を高めるために、研修の個別最適化や教員同士の協働的な学びの充実を図る取組を推進していきます。

施策の方向性

- 教職員の教育公務員としての自覚を高めるとともに、資質能力の向上を図り、信頼される学校づくりに努めます。
- 求められる新たな授業づくりを積極的に推進する研修体制の構築と教職員個々の授業力の向上を推進します。
- 「北海道における教員育成指標」に基づく研修の推進を図ります。

主な施策

- ①教職員の服務規律の保持徹底に努めるとともに、メンタルヘルス対策など健康管理の充実に努めます。
- ②学校教育指導訪問等の機会の活用を図り、校内研修の充実による授業改善や授業力の向上に努めます。
- ③「全国教員研修プラットフォーム（Plant）」の活用を促進し、研修履歴に基づく受講奨励による教職員の主体的な学びを推進します。
- ④「新たな教師の学びの姿」の実現に向け、「北海道教職員研修計画」に基づいた研修を推進し、教職員一人一人の資質能力の向上を図ります。

基本施策② 信頼される学校づくりの推進

重点施策 力 「働き方改革の推進」

現状と課題

北海道においては、月45時間以上の時間外勤務を行う教職員の割合が低下してきてはいるものの依然20%近くあり、課題となっています。本町においても、年間平均300時間を超える状況にあり、特に中学校では部活動の顧問をする教員は時間外勤務が多くなっているなど課題となっています。これは、学校及び教職員が担う業務の範囲が拡大されてきたことや、学校の組織運営体制が未整備であることが背景にあると考えられます。このような中、文部科学省では、学校と教師の業務の3分類等を示し、業務の見直し・精選による時間外勤務の縮減に向け取組を推進しています。これにより、教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行えることが期待されています。

本町では、令和3年度に北海道教育委員会の「北海道アクションプラン（改訂版）」に基づいて、「士幌町立学校における教職員の働き方改革推進プラン」を改訂し、学校全体の業務の削減や時間外勤務の縮減などの働き方改革を推進しています。

施策の方向性

- ICTを積極的に活用した業務の効率化やスリム化を進めるとともに、時間外勤務の縮減を図るなど、教職員の働き方改革の推進に努めます。
- 休日の部活動の地域展開に向けた地域の実情に応じた検討と具体的な取組を推進します。
- 教員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改革を図ります。

主な施策

- ①クラウドサービスやデジタル教材、校務支援システムなどICT機器の積極的な利活用により、教育活動や業務の効率的な推進に努めます。
- ②勤務管理システムによる教職員の勤務状況の確認及び心身の健康状態の把握と、働き方への指導助言に努めます。
- ③教職員が休養を取りやすい環境を整備するため、長期休業期間における「学校閉庁日」の設定を推進します。
- ④定時退勤日・部活動休養日の確実な実施に努めます。
- ⑤「働きやすさ」と「働きがい」を両立させた学校運営体制の充実、環境整備を推進します。

基本施策③ 安全・安心な教育環境の整備等

重点施策 ア 「安全教育の推進」

現状と課題

学校は、登下校時や校内における事件、事故、災害から子どもたちを守るため、安全確保に努めるとともに、様々な場面を想定し、子どもたちの危機対応能力の基礎を培うことが求められています。また、学校における危機管理体制を確立するとともに、教職員の危機管理能力の向上を図ることが必要です。加えて、地域全体で子どもたちが安心して過ごすことができるよう見守り体制の構築等を進める必要があります。

本町においては、子どもたちの交通安全や防犯のため、学校と地域・関係機関が連携して、地域ぐるみで安全体制の確保を推進しています。また、地震や火災などを想定した避難訓練などを定期的の実施し、「自分の命は自分で守る」等、防災教育を含む安全教育の推進に努めています。

今後は、学校と地域が一層連携を密にした地域防災訓練などを実施する体制づくりが急がれます。

施策の方向性

- 実践的な防災・防犯教育の推進に努めます。
- 教職員の危機管理能力の向上を図る実践的な研修に努めます。

○子どもたちの通学や学校活動における安全・安心を確保したスクールバスの運行・管理に努めます。

主な施策

- ①学校安全マップの見直しなど、登下校時の危険個所の把握と啓発に努めます。
- ②各種避難訓練を通して、子どもたちの危機対応能力の基礎を育みます。
- ③交通安全教室を実施し、正しい自転車の乗り方など交通安全教育の推進に努めます。
- ④関係機関との連携による防犯教育の推進に努めます。
- ⑤「ほくとくん防犯メール」の登録を推進し防犯体制の構築に努めます。
- ⑥スクールバスの安全・安心な運行と管理の徹底に努めます。
- ⑦関係機関との連携による「一日防災学校」の取組を推進します。

基本施策③ 安全・安心な教育環境の整備等

重点施策 イ 「子育て支援の環境整備」

現状と課題

平成27年度より認定子ども園内で行っていた発達支援センターの業務と土幌町ことばの教室で行っていた幼児療育センターの業務の統合を図り、土幌町子ども発達相談センターを開設しました。こども発達相談センターでは、発達に遅れのある児童の相談と発達確認を通して、通所支援事業につなげています。通所支援事業では、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を行っています。令和8年度からは、新築移転した発達相談センターでの通所支援事業が始まり、より良い環境での充実した支援が期待されています。

学童保育所については、3地区で開設しており、対象学年は1年生から6年生としています。運営については、平成27年度より社会福祉法人に委託をしております。また、平成28年4月より学童保育所と放課後子ども教室の機能を併せ持った新たな施設として「子ども交流センター（こもれび）」を開設し、子どもたちに適切な遊び及び生活の場を提供しています。同施設内において放課後の子どもたちに学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する放課後子ども教室の事業を実施しています。さらに、土曜学習の一環として委託方式によりサタデースクール事業を実施しており、多くの子どもたちが参加しています。今後も各種事業内容の充実に努めていく必要があります。

施策の方向性

- 子育て支援の環境の整備充実に努めます。
- 子どもたちの放課後等の居場所づくりに努めます。

主な施策

- ①各種支援事業の内容の充実に努めます。
- ②子ども理解等、職員の資質向上の促進に努めます。

基本施策③ 安全・安心な教育環境の整備等

重点施策 ウ 「学校施設・設備等の整備」

現状と課題

地震や豪雨、暴風や大雪などの自然災害や、昨今の猛暑などの様々な危険から、子どもたちの安全・安心を確保し学校生活を送れるよう学校施設設備整備などの取組を推進することが求められています。さらに、学校施設は災害発生時には地域の避難所として重要な役割を果たすことから、耐震性の確保やバリアフリー化をはじめ、エアコン設置などによる教育環境の向上に努めていくことも必要です。

本町では、令和2年度に小・中学校、高等学校において普通教室にエアコンの設置、令和7年度に小・中学校の体育館にエアコンの設置を行うなど子どもたちの教育環境の整備と合わせ災害時の避難所としての環境改善に努めています。

施策の方向性

- 子どもたちの安全・安心を確保し、快適に学ぶことができる学校施設設備を含めた教育環境の整備に努めます。
- 大規模災害が発生し、学校が被災した場合に備え、学校が早期に再開できるよう体制の構築と支援に努めます。
- 学校施設の長寿命化改修による老朽化対策と、地域の避難所として安全・安心に利用できるようバリアフリー化等を推進します。

主な施策

- ①新しい時代の学びを実現できるよう、国の学校環境改善交付金も活用しながら学校施設の環境改善、老朽化対策に努めます。
- ②学校施設・設備の安全点検や対策の強化を図ります。
- ③町防災担当と連携しながら、避難所としての学校環境整備を推進します。

基本計画 2 次代を担う人づくりと生涯学習の振興

基本施策 ① ライフステージに応じた学びの支援

- | | |
|------|--|
| 重点施策 | ア 「各時期や世代に対応した学習機会の提供」
イ 「自主的な学習活動への支援」 |
|------|--|

現状と課題

町民が生涯にわたって生きがいを持ち、充実した生活を実現するため、学びを通じた成長が求められていることから、地域における多様な学びの機会や個人の資質や能力を更新できる学びの場をそれぞれのライフステージに応じて充実させる必要があります。

少年教育では、サタデースクール事業や小学生リーダー研修事業等、自然や生活体験を重視した学習を行い、子どもたちの自立心や協調性、社会性等を養い、豊かな人間形成を図っています。青年教育では、町づくりの活性化を図るため青年組織の主体的活動を支援するとともに、ボランティア活動や地域社会づくり等の参加を支援しています。成人一般教育では、多様なニーズに対応した生涯学習講座や研修会、出前講座などを開設し様々な学習機会の提供を行っています。女性教育では、女性団体の主体的活動を支援するとともにリーダー養成や組織の拡大等、町づくりへの積極的な参加を支援しています。高齢者教育については、柏樹学級を開設し、高齢者の学習ニーズに対応した学習や活動の場を提供して、心身の健康増進に努めるとともに生きがいのある生活が実現できるよう支援しています。

今後も、いつでも、どこでも、だれもが必要に応じて生涯学び合える環境づくりの充実に努めていく必要があります。

施策の方向性

- 各世代や団体における課題解決に必要な学習機会を提供するとともに、自主的な学びへの支援に努めます。

主な施策

- ①各種学習に関する情報の提供に努めます。
- ②生涯学習の観点からあらゆる教育機能を活用した学習活動を推進します。
- ③社会教育に関する団体やサークル等、活動の支援に努めます。
- ④土幌青年会の活動を支援するとともに組織づくりや活動促進につながる学習機会や活動機会の提供に努めます。
- ⑤女性団体連絡協議会の活動の支援に努めます。
- ⑥生涯学習ガイドブックの発行等、各種啓発事業の実施に努めます。
- ⑦町内各団体の支援や各種学級を開設することでリーダーの養成に努めます。

基本施策 ② 社会教育の推進

重点施策 ア 「社会教育施設の充実と利用促進」

現状と課題

本町の生涯学習の拠点である「したしみ図書館」が含まれる総合研修センターは令和5年度より指定管理制度を導入し民間事業者の有するノウハウを活用し運用を行っています。スマートフォンの普及やそれを活用したSNS等のコミュニケーションツールの多様化などにより読書離れが懸念されている中、図書館においても利用者が緩やかに減少しています。そのため、幼児期から本を身近に感じ、生涯にわたって本に親しんでもらえるように、また、読書習慣の確立と読書環境の充実が図られるように町民の読書要求と学習意欲に応えられる資料を収集・提供するとともに、多くの町民が集い親しまれる図書館づくりに取り組んでいます。また、総合研修センターの他の施設においても、各種行事の開催やサークル活動などで、スポーツ・文化団体をはじめ多くの町民の利用促進に努めています。加えて、令和5年度に公認コースとなった総合運動公園「れいわパークゴルフ場」は、町内外から数多くの愛好者が訪れ利用しています。今後も各施設の有効利用に向けて積極的な情報発信と施設設備の整備を行い、より多くの町民に利用してもらえるよう努める必要があります。

施策の方向性

○各施設の町民の利用促進と適切な施設の維持管理に努めます。

主な施策

- ①「土幌子ども読書活動推進計画」に基づき、ブックスタート事業や巡回図書事業等を通じて、子どもたちの読書活動の支援・充実に努めます。
- ②各施設の利用者のニーズを的確に把握し利用促進に努めます。
- ③研修施設の効率的な運用方法の検討に努め、町民の積極的な活用を促進します。
- ④指定管理制度での運用を活用し、施設設備の定期的な点検整備など適切な維持管理に努めます。

基本施策 ② 社会教育の推進

重点施策 イ 「地域指導者の育成」 ウ 「中学校部活動の地域展開」
--

現状と課題

少子化による少年団活動参加人数の減少や部活動の地域展開の取り組みなどが進められる中、人員不足や指導者不足などが大きな課題となっています。子どもたちが文化・スポーツにおける目標に向かって仲間等と楽しく関心を持つ

て活動できる機会を提供する体制づくりを整備する必要があります。

施策の方向性

- 学校、家庭、地域、関係機関が一体となり子どもたちに文化・スポーツに参加することができる取り組みに努めます。
- 指導者の発掘、育成を促す環境づくりに努めます。

主な施策

- ①学校における文化・スポーツ活動の充実を図るため、指導体制の充実とともに、持続可能な推進体制づくりに努めます。
- ②指導者の発掘による生涯学習支援バンク等の充実に努めます。
- ③地域・民間団体・近隣自治体等と連携して部活動地域展開を進めます。

基本施策 ③ 家庭教育の充実

重点施策 ア 「学習機会の提供」

現状と課題

近年の家庭環境の多様化に伴い、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で基本的な生活習慣の定着など課題が発生していることから、地域全体で家庭教育を支える環境づくりを推進する必要があります。家庭教育では、子育てに関する講演等、関係機関と連携して家庭教育の充実を図ります。

施策の方向性

- 保護者が安定した家庭の役割を担い、子育てに取り組んでいくための学習の場の提供や情報提供に努めます。

主な施策

- ①インターネットなど時代の変化や新たな課題に対応した学習会の開催に努めます。
- ②各種団体と連携した学習機会や、保護者が子どもとともに学ぶ機会の充実に努めます。

基本計画 3 スポーツ・芸術文化の振興

基本施策 ① 生涯スポーツの推進

- | | |
|------|---|
| 重点施策 | ア 「町民一人一スポーツ運動の推進」
イ 「各種スポーツ活動の普及と参加促進」
ウ 「スポーツ指導體制の充実」 |
|------|---|

現状と課題

スポーツは、町民の健康や体力の維持・増進のほか、地域コミュニティ形成にも大きな役割を果たすものであり、「町民一人一スポーツ」運動を推進しています。また、町民が個々の体力や健康状態に応じてスポーツに取り組めるよう各種スポーツ教室や軽スポーツの普及促進に努めています。さらに、スポーツ推進委員や町体育連盟各競技団体と連携を図り、各種競技大会を開催し、多くの町民が参加しています。町内ではスポーツ少年団から成人のスポーツグループまで、各種スポーツ活動が行われていますが、指導者不足解消や子どもたちにスポーツに関心を持ってもらえる取り組みが必要となっています。

今後は、スポーツ指導體制の充実に努めるとともに、障がい者スポーツに対する町民理解の促進にも努めていく必要があります。

施策の方向性

- 競技スポーツの振興とともに、身近に楽しめ、健康増進につながるスポーツの推進に努めます。
- スポーツ活動や体力づくりへの関心を高める機会をつくり、参加を促進します。また、障がい者スポーツへの関心や理解向上に努めます。
- 各種スポーツの指導體制の充実と施設の適切な維持管理に努めます。

主な施策

- ① 「町民一人一スポーツ」運動の推進に努めます。
- ② スポーツ合宿や幼少期のスポーツ教室等を通じてスポーツ活動への関心を高めるよう努めます。
- ③ 体育連盟、各スポーツ少年団等団体活動の活性化と指導者の発掘・育成に努めるとともに要望をふまえて支援を行います。
- ④ 地域の各種スポーツの普及と指導體制の充実に努めます。
- ⑤ 学校体育施設の開放等、既存施設の効率的な利用に努めます。

基本施策 ② 町民芸術・文化の振興

- | | |
|------|--|
| 重点施策 | ア 郷土芸能の継承と後継者の育成
イ 芸術文化鑑賞機会の充実
ウ 文化財の保護・活用 |
|------|--|

現状と課題

本町における芸術・文化活動は、音楽・美術・舞踊等の芸術文化、民謡・和太鼓等の伝統芸能、茶道・書道等の生活文化等、その活動分野は多岐にわたっています。文化協会加盟団体や自主サークル等の文化活動団体は多いものの、参加者の年代にばらつきがあり、活発な活動を行っている団体の多くは、構成年齢が高い傾向にあります。少子高齢化などにより、郷土芸能の継承や文化活動の停滞及び後継者の育成が懸念されているところです。

今後は、町民の創造性や感性を育み心豊かで潤いや生きがいのある生活を実現するため、生涯を通じて身近で気軽に芸術文化活動を楽しめる環境づくりや文化財の保護・活用に努める必要があります。

施策の方向性

- 若い世代の芸術・文化活動への参画を促し、郷土芸能の継承を含めた芸術・文化活動の促進と後継者の育成に努めます。
- 町民の芸術・文化の鑑賞機会の充実に努めます。

主な施策

- ①「土幌高原太鼓愛好会」等、郷土芸能の継承に努めます。
- ②芸術文化団体の活動に対する支援と後継者の育成に努めます。
- ③「伝統農業保存伝承館」「美濃の家」等の適切な維持管理に努めます。
- ④芸術・文化鑑賞会の開催など機会の提供に努めます。
- ⑤埋蔵文化財包蔵地の保存に努めます。

第4章 評価と進行管理

この計画を推進していくためには、各施策・取組等の進行管理を行い、その結果を検証・評価し、その後の事業展開に役立てていく必要があります。

そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会が毎年行う、事務の管理及び執行の状況について点検及び評価、また、多角的な視点から評価と進行管理を実施し、教育推進の基本理念や基本目標の実現に向けて、より効果的な各事業、取組等を進めます。

なお、今後必要に応じて適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

士幌町教育振興基本計画

令和8年2月26日

発行 士幌町、士幌教育委員会

編集 士幌町教育委員会事務局教育課

TEL 01564-5-4732 (代)

FAX 01564-5-4734